

「新潟県教育の大綱」の策定について

1 「新潟県教育の大綱」について

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項の規定に基づき、知事が本県の将来を担う「ひとづくり」を進めるため、教育等に関する基本的な方針を定めるもの。

2 策定の方向性について

- ・ 現行の大綱の対象期間が今年度で満了するため、今年度中に次期大綱の策定が必要。なお、策定に当たっては、総合教育会議での協議が必要。
- ・ 一方、教育委員会において、次期教育振興基本計画の策定が進められているところ。
- ・ 大綱と教育振興基本計画は、いずれも国の教育振興基本計画及び県総合計画に基づき策定し、教育施策の基本的な方向性を示す点で共通していることから、次期大綱については、次期基本計画と一体化することとしたい。

(現行の大綱及び県教育振興基本計画の関係)

上位計画

国の第3期教育振興基本計画
平成30(2018)年度～令和4(2022)年度
平成30年6月閣議決定

新潟県総合計画※改定前
平成30(2018)年度～令和6(2024)年度
令和4年4月改定

内容反映

新潟県教育の大綱
平成30(2018)年度～令和7(2025)年度
令和5年8月改定

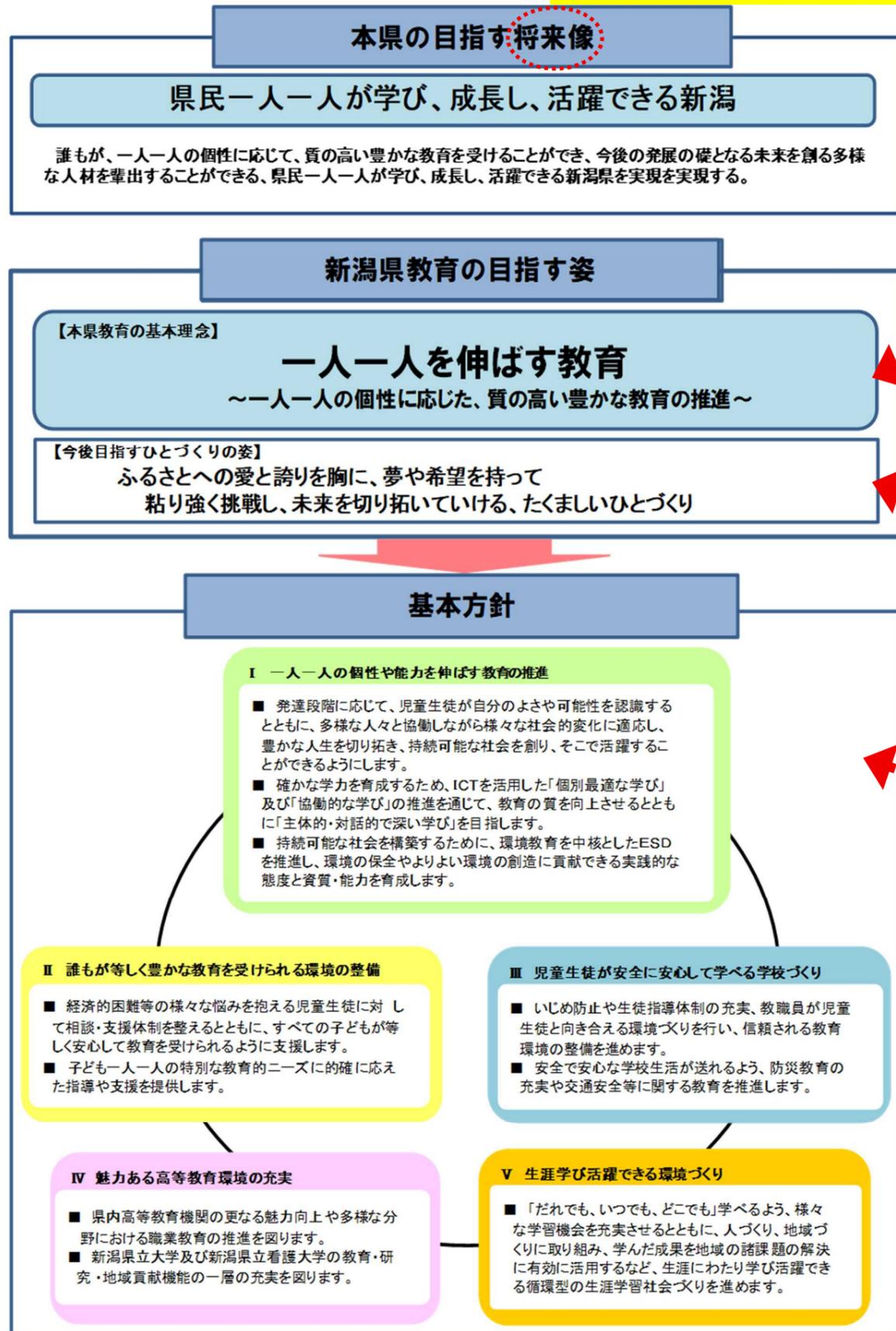
新潟県教育振興基本計画
平成26(2014)年度～令和7(2025)年度
平成31年3月改定
令和5年3月改定

内容反映

	教育の大綱	教育振興基本計画
根拠法	地方教育行政の組織及び運営に関する法律	教育基本法
策定主体	地方公共団体の長 ※総合教育会議において要協議	地方公共団体
義務の有無	義務	努力義務
内容	地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱	地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画
策定方法	国の「教育振興基本計画」を参酌し、その地域の実情に応じ策定	

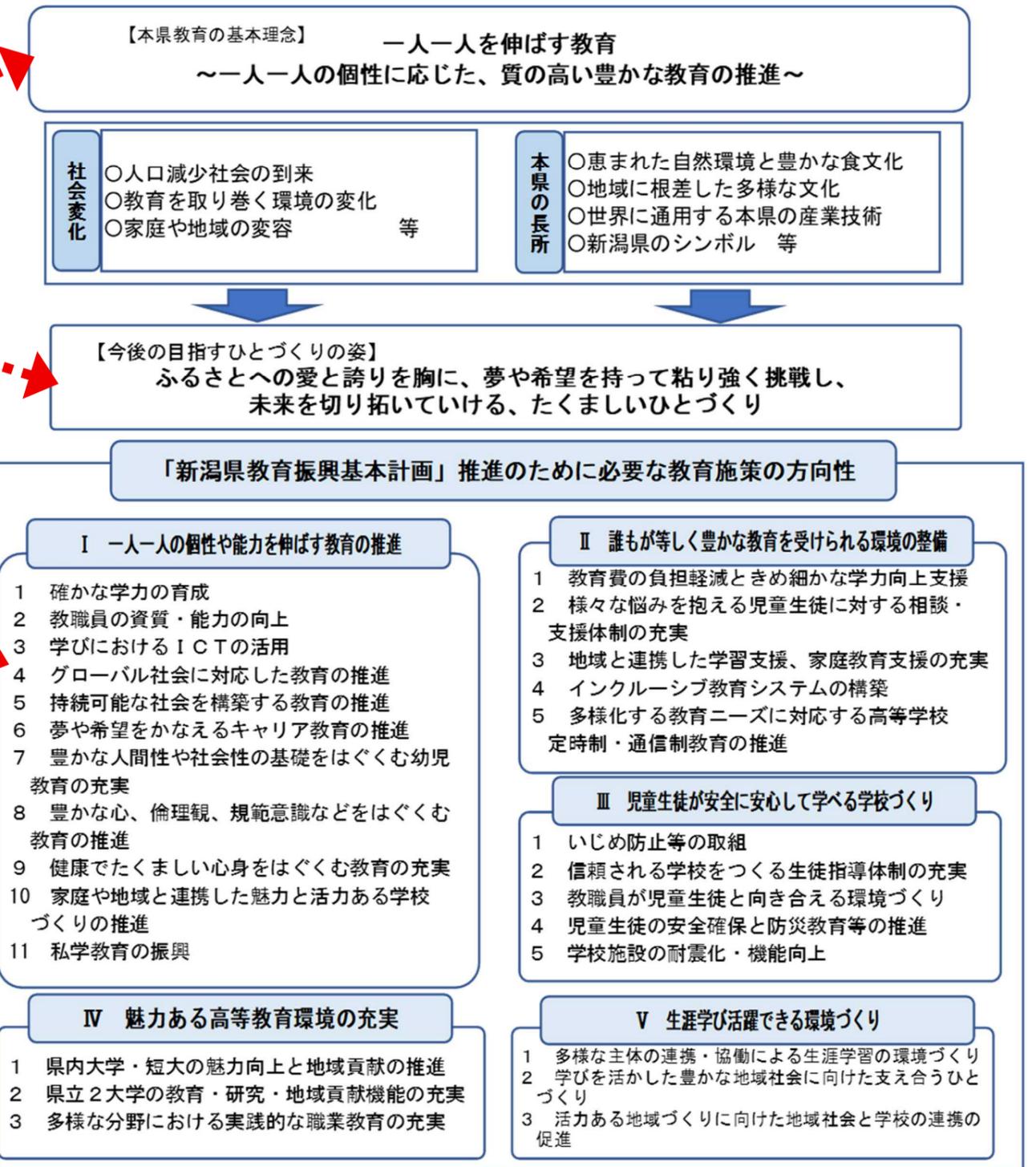
2 現行の「新潟県教育の大綱」の概要

新潟県総合計画が示す将来像



3 現行の「新潟県教育振興基本計画」の概要

県の最上位計画である「新潟県総合計画」を踏まえ、本県教育の具体的な施策を示した指針。同計画の将来像を踏まえ、「一人一人を伸ばす教育」を基本理念として、一人一人の個性に応じた、質の高い豊かな教育を推進。



4 一体化後のイメージ

上位計画

国の第4期教育振興基本計画
令和5（2023）年度～令和9（2027）年度
令和5年6月閣議決定

新潟県総合計画
令和7（2025）年度～令和14（2032）年度
令和7年3月策定

第2期新潟県教育振興基本計画（新潟県教育の大綱）
令和8（2026）年度～令和15（2033）年度
現在策定中

内容反映

※ 「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律について」
平成26年7月17日付け26文科初第490号文部科学省初等中等教育局長通知
地方公共団体の長が、総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、当該計画
（教育振興基本計画）をもって大綱に代えることと判断した場合には、別途、大綱を
策定する必要はないこと。

5 第2期新潟県教育振興基本計画について

（1）策定の考え方

これまでの基本理念を継承しつつ、社会状況の変化を踏まえ、8年後の本県教育の姿を見据え、その実現のために取り組むべき施策の方向性を示す。（児童生徒数の大幅な減少、教員の多忙化、デジタル学習基盤の整備の進展、教育的ニーズの多様化などの課題へ対応）

（2）計画期間

令和8年度～令和15年度までの8年間

（3）基本理念

一人一人を伸ばす教育

～一人一人の個性に応じた、質の高い豊かな教育の推進～

（4）めざす人間像

**ふるさとへの愛と誇りを胸に、夢や希望を持って粘り強く挑戦し、
未来を創ることができる人**

(5) 5つの基本方針と施策の展開方向

【本県教育の基本理念】

一人一人を伸ばす教育

～一人一人の個性に応じた、質の高い豊かな教育の推進～

【めざす人間像】

ふるさとへの愛と誇りを胸に、夢や希望を持って粘り強く挑戦し、
未来を創ることができる人

5つの基本方針と施策の展開方向

基本方針Ⅰ 一人一人の個性や能力を伸ばす教育の推進

- 1 豊かな人間性や社会性の基礎をはぐくむ幼児教育と架け橋期教育の充実
- 2 確かな学力の育成
- 3 教員の確保、資質及び指導力の向上
- 4 学びにおけるデジタル学習基盤の活用
- 5 グローバル社会に対応した教育の推進
- 6 持続可能な社会を構築する教育の推進
- 7 夢や希望をかなえるキャリア教育の推進
- 8 豊かな心、倫理観、規範意識などをはぐくむ教育の推進
- 9 健康でたくましい心身をはぐくむ教育の充実
- 10 部活動改革の推進
- 11 魅力と活力ある学校づくりの推進

基本方針Ⅱ 誰もが等しく豊かな教育を受けられる環境の整備

- 1 インクルーシブ教育システム等の推進
- 2 教育費の負担軽減ときめ細かな学力向上支援
- 3 様々な悩みを抱える児童生徒に対する相談・支援体制の充実
- 4 地域と連携した学習支援、家庭教育支援の充実
- 5 生徒一人一人の状況に合わせて学べる高校づくりの推進

基本方針Ⅲ 児童生徒が安全に安心して学べる学校づくり

- 1 いじめ防止等の取組
- 2 信頼される生徒指導体制の充実
- 3 教職員が児童生徒と向き合える環境づくり
- 4 児童生徒の安全確保の推進
- 5 学校施設の老朽化対策と機能向上の推進

基本方針Ⅳ 魅力ある高等教育環境の充実

- 1 県内大学・短大の魅力向上と地域貢献の推進
- 2 県立2大学の教育・研究・地域貢献機能の充実
- 3 多様な分野における実践的な職業教育の充実

基本方針Ⅴ 生涯学び活躍できる環境づくり

- 1 だれでも、いつでも、どこでも学ぶことができる生涯学習の環境づくり
- 2 学びを生かした豊かな地域社会に向けた支え合うひとづくり
- 3 活力ある地域づくりに向けた地域社会と学校の連携の促進